



あずま百樹園 リニューアルオープン

第1節 国税・都税

1 国 税

税務署で取扱う国税には、直接税として申告所得税及び源泉所得税、法人税、相続税、贈与税など、間接税として消費税、揮発油税、酒税、たばこ税などの税目がある。

墨田区内は、本所税務署が南部地区を、向島税務署が北部地区を、それぞれ管轄している。

税 務 署

名 称	所 在 地	電 話
本 所 税 務 署	業 平 1－7－2	3623－5171
向 島 税 務 署	東向島 2－7－14	3614－5231

国税税目別徴収決定済額

(令和5年度)

税 目	本所税務署 千円	向島税務署 千円	計 千円
源 泉 所 得 税	141,821	55,643	197,464
源泉所得税及び復興特別所得税	53,520,337	8,013,266	61,533,603
申 告 所 得 税	131,618	141,529	273,147
申告所得税及び復興特別所得税	9,757,118	4,079,658	13,836,776
法 人 税	63,394,551	7,437,755	70,832,306
地 方 法 人 税	6,951,488	807,369	7,758,857
相 続 税	7,239,940	2,676,880	9,916,820
消 費 税	3,492	4,580	8,072
消費税及び地方消費税	137,105,910	20,182,686	157,288,596
酒 税	8,441	9,160	17,601
たばこ税及びたばこ特別税	2,320	0	2,320
揮発油税及び地方揮発油税	0	0	0
そ の 他	486,028	87,755	573,783
計	278,743,065	43,496,280	322,239,345

(資料の出所) 東京国税局

注1 相続税には贈与税を含む。

注2 令和6年度の数値は、令和8年6月ころ東京国税局から公表される予定。

申告所得税所得種類別納税人員

(令和5年度)

区 分	事業所得者	不動産 所得者	給与所得者	雑所得者	他の区分に 該当しない 所得者	合計
本所税務署	2,294人	2,701人	5,684人	922人	602人	12,203人
向島税務署	1,885	1,364	3,242	710	423	7,624
合 計	4,179	4,065	8,926	1,632	1,025	19,827

(資料の出所) 東京国税局

(注) 令和6年度の数値は、令和8年6月ころ東京国税局から公表される予定。

2 都 税

区部で課税される都税には、不動産取得税や固定資産税、都市計画税など、多くの税目がある。これらの都税については、墨田都税事務所が墨田区内を管轄している。

しかし、所管区域のブロック化に伴い、墨田区内の税目のうち、個人事業税や法人事業税・法人都民税・地方法人特別税・特別法人事業税は台東都税事務所、事業所税は中央都税事務所、軽油引取税については江東都税事務所の管轄となっている。

名 称	所 在 地	電 話
東京都墨田都税事務所	業 平 1 - 7 - 4	3625-5061

令和 6 年度 都税税目別調定・収入額

(単位：百万円、%)

税 目			区 分		調 定		構成比		収 入		構成比	
現 年 課 税 分	都 民 税	個 人	17,803		34.68		17,664		34.72			
		法 人	74		0.14		55		0.11			
	事 業 税	個 人	43		0.08		31		0.06			
		法 人	87		0.17		67		0.13			
	不 動 産 取 得 税		2,237		4.36		2,222		4.37			
	固 定 資 産 税		25,685		50.04		25,629		50.38			
	都 市 計 画 税		4,844		9.44		4,832		9.50			
	事 業 所 税		1		0.00		1		0.00			
	そ の 他		45		0.09		41		0.08			
	小 計		50,819		99.01		50,542		99.35			
滞 納 繰 越 分			509		0.99		331		0.65			
合 計			51,328		100.00		50,873		100.00			

注 1 収入額には還付未済額を含む。

注 2 事業税（法人）は、地方法人特別税及び特別法人事業税を含まない。

注 3 各計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

注 4 構成比は表示単位に基づく数値である。

都税全体との比較

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	収 入 額
都 税 (A)	6,789,232	6,742,302
墨田都税事務所 (B)	51,328	50,873
$\frac{B}{A}$ (割合)	0.76	0.75

第2節 警 察

東京都の警察組織は警視庁と称し、都知事の所轄の下に東京都公安委員会が置かれ、警視庁はその管理下にある。警視庁管下には102警察署（23区77署、多摩20署、島部5署）があり、それぞれの地域を管轄している。

本区には本所、向島両警察署が置かれ、犯罪の予防、鎮圧、捜査、犯人の検挙、交通の指導取締まり等に当たっている。

警 察 署

名 称	所 在 地	電 話
本 所 警 察 署	横 川 4－8－9	5637－0110
向 島 警 察 署	文 花 3－18－9	3616－0110

施 設 の 概 要

（令和 7. 3. 31 現在）

	交 番	駐在所	地域安全 センター	信号機	信号機 (歩行者用)
本所	12か所	0か所	2か所	219か所	207か所
向島	10	1	1	140	140

交通事故発生件数

（令和 6 年中）

署別 内容別	人身事故件数	死 傷 者			物件事故
		総 数	死 亡	負 傷	
本 所	400件	365人	1人	364人	2,344件
向 島	256	275	2	273	1,355
合 計	656	640	3	637	3,699

刑法犯罪発生件数

(令和6年中)

種別 \ 署別		本 所	向 島	合 計
凶 悪 犯	殺 人	殺人(既遂)0件 殺人(未遂)2件	殺人(既遂)0件 殺人(未遂)2件	殺人(既遂)0件 殺人(未遂)4件
	強 盗	5	3	4
	性犯罪(強制性交等)	9	24	25
	放 火	1	1	2
	小 計	17	30	36
粗 暴 犯	暴 行 ・ 傷 害	106	92	187
	脅 迫 ・ 恐 か つ	6	3	14
	小 計	112	95	201
そ の 他	窃 盗	953	262	1,585
	詐 欺	104	56	137
	そ の 他 知 能 犯	7	0	58
	そ の 他 刑 法 犯	184	14	228
	小 計	295	70	423
合 計		1,377	457	2,245

犯 罪 発 生 件 数

(令和6年中)

月別 署別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
本 所	108	138	115	110	130	105	118	113	120	110	99	111	1,377
向 島	63	70	52	54	70	59	50	65	64	70	65	54	736
計	171	208	167	164	200	164	168	178	184	180	164	165	2,113

令和 6 年度交通事故相談取扱件数

墨田交通事故相談所

種 別 / 月 別			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
相 談 件 数			34	37	34	33	28	32	30	31	30	36	37	31	393
相談内容	交通事故	被害者側	26	29	27	31	23	28	22	25	21	32	30	24	318
		加害者側	3	6	6	1	3	4	7	5	6	3	7	6	57
		計	29	35	33	32	26	32	29	30	27	35	37	30	375
	そ の 他		5	2	1	1	2	0	1	1	3	1	0	1	18
相談者 居住別	墨 田 区 内		18	19	24	18	17	16	13	16	11	16	17	18	203
	そ の 他		16	18	10	15	11	16	17	15	19	20	20	13	190

1. その他の相談は、運転免許関係、交通関係法令、その他交通に関する一般相談です。
2. 相談者別欄の、その他の地域居住者の中には、墨田区内に所在する会社、事業所等に勤務するものが相当数含まれています。

第3節 消 防

23区内では、各区が連合して消防の責任を持ち、その事務は都知事のもとに東京消防庁が行っている。本区には、本所・向島の2つの消防署が置かれ、都民の生命、身体及び財産を災害から守るために、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ急病人や各種事故等における救急、救助業務を行っている。さらに震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など幅広い分野にわたって防災活動を実施している。

また、震災時等に消防部隊と連携して被害軽減を図るため、「災害時支援ボランティア」として区内に居住し、又は勤務する人の中から58名の方々が登録しており、各種訓練や講習等を受け有事に備えている。

なお、消防団については、第10章危機管理第11節消防団を参照。

消 防 署

名 称		所 在 地	電 話	装 備
本 所 消 防 署	本 署	横川4-6-6	3622-0119	ポンプ車2台、救急車1台 はしご車1台、指揮隊車1台 広報車4台、人員輸送車1台 非常用ポンプ車1台、非常用救急車2台
	錦糸町出張所	江東橋1-16-5	3632-0119	ポンプ車1台、救急車1台、空中作業車1台
	小梅出張所	向島3-36-12	3626-0119	ポンプ車2台、非常用ポンプ車1台
	東駒形出張所	東駒形3-5-8	3623-0119	ポンプ車1台、救急車1台、救急普及車1台
向 島 消 防 署	本 署	東向島6-22-3	3619-0119	ポンプ車1台、化学車1台、救急車2台 はしご車1台 消防活動二輪車2台、広報車4台 指揮隊車1台、人員輸送車1台 非常用ポンプ車1台、非常用救急車1台 非常用消防活動二輪車1台
	墨田出張所	墨田5-16-2	3610-0119	ポンプ車2台、非常用ポンプ車1台 救急車1台
	立花出張所	立花5-9-3	3613-0119	ポンプ車2台、救急車1台 資器材搬送車1台

震災対策用救助資器材

品 名	配 置 先			
削 岩 機	本 署	4台	各 出 張 所	10台
チェ ー ン ソ ー	〃	10台	〃	25台
万 能 ハ ン マ ー	〃	12台	〃	10台
カ ッ タ ー	〃	4台	〃	10台
リ ヤ カ ー	〃	6台	〃	11台
ジ ャ ッ キ	〃	10台	〃	16台

(数字は本所・向島合算)

※その他多数の資器材が配置されている。

火 災 発 生 状 況

(令和6年中)

区 分			本 所	向 島	計
出 火 件 数			61	29	90
火災の内訳	建物の火災	全 焼	0	1	1
		半 焼	0	1	1
		部 分 焼	3	1	4
		ぼ や	39	20	59
	車 両 火 災		7	2	9
	そ の 他 火 災		12	4	16
り災世帯数		全 損	1	5	6
		半 損	0	8	8
		小 損	23	21	44
焼 損 床 面 積 (m ²)			30	932	962
り 災 棟 数			41	35	76
損 害 額 (千 円)			25,296	77,611	102,907
死 者			1	3	4
負 傷 者			5	6	11

月別火災発生件数

(令和6年中)

月別 署別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
本 所	8	6	3	2	7	2	8	2	3	7	9	4	61
向 島	8	0	4	2	3	2	4	1	0	0	3	2	29
計	16	6	7	4	10	4	12	3	3	7	12	6	90

原因別火災発生件数

(令和6年中)

原因別 署別		放火 (疑い含)	たばこ	ガス 燃焼 器具 係	電 気 関 係	ロ ー ソ ク	火 遊 び 等	そ の 他	不 明	計
本所		8	5	8	28	0	0	12	0	61
向島		4	5	2	10	1	0	4	3	29
合計		12	10	10	38	1	0	16	3	90

救急事故別救護人員

(令和6年中)

原因別 署別		急病	交通事故	一般 負傷	転 院	加 害	労 災	自 損	運 動 競 技	火 災	水 難	自然 災害	そ の 他	計
本所		6,317	440	1,684	668	56	77	64	39	7	2	0	0	9,354
向島		6,572	430	1,742	803	49	51	51	41	12	5	0	0	9,756
合計		12,889	870	3,426	1,471	105	128	115	80	19	7	0	0	19,110

火災・救急以外の災害活動状況

(令和6年中)

種別 署別		救助活動	危険排除	緊急確認	ポンプ隊と救急隊 との連携活動
本所		334	71	278	2,378
向島		342	57	107	1,533
合計		676	128	385	3,911

第4節 労働

1 職業安定

墨田公共職業安定所は、職業安定法、労働施策総合推進法、障害者雇用促進法、雇用保険法等に基づき、職業紹介、職業指導、雇用管理改善、失業給付等の業務を行っており、墨田区・葛飾区を管轄している。

令和6年度の管内における求人・求職状況について、新規求人数は対前年度比3.4%の増加（一般求人数4.2%増、パート求人数1.9%増）、新規求職者数は対前年度比1.9%の増加（一般求職者2.9%減、パート求職者11.3%増）となっており、有効求人倍率は0.80倍で対前年度比0.04ポイントの減少であった。

墨田公共職業安定所は、地域における労働力需給調整機関として安定した雇用の実現のため『地域の事業主・求職者の期待にしっかりと応え信頼されるハローワークに!』をスローガンに業務を運営している。

名 称	所 在 地	電 話
ハローワーク墨田 （墨田公共職業安定所）	江東橋2-19-12	5669-8609
かつしかワークプラザ	葛飾区お花茶屋1-19-18 ダイアパレスステーションプラザお花茶屋2階	3604-8609

一般職業紹介状況

（パートタイム及び新規学校卒業者を除く）

（令和6年度 単位：人）

新規求職者	新規求人数	紹介件数	就職件数
15,798	28,084	18,542	2,387

パートタイム職業紹介状況

（令和6年度 単位：人）

新規求職者	新規求人数	紹介件数	就職件数
9,371	15,099	12,581	2,878

新規学校卒業者の職業紹介状況

(令和7年3月末現在 単位：人)

	求 職 者 数	求 人 数	就 職 者 数
中学	0	2	0
高校	325	1,897	317

雇用保険業務取扱状況

(令和6年度)

離職票交付枚数	受給資格決定件数	受給者実人員(月平均)	支給金額(百万円)
23,790	7,639	2,357	4,238

※一般求職者給付に係る基本手当基本分

2 労働基準

向島労働基準監督署は、墨田・葛飾両区を管轄し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に基づき、一般労働条件の確保・改善、労働災害の防止、健康づくり、快適職場づくり、労災保険の各種給付及び労使からの総合労働相談の業務を行っています。

向島労働基準監督署

新庁舎所在地	電 話
東向島4-33-13	方面 (労働基準に係る業務全般) 5630-1031
	安全衛生課 (安全衛生に係る業務全般) 5630-1032
	労災課 (労災補償に係る業務全般) 5630-1033
	総合労働相談コーナー (労働問題に関する相談) 5630-1043

- ・ 中小企業や令和6年4月1日から時間外労働上限規制が適用された建設業、道路旅客・貨物運送業及び医療保健業を対象として、労働時間相談・支援班による労働時間管理等講習会を毎月開催しています。また、労働時間相談・支援担当の職員が個別に訪問し、労働基準法の基礎知識や改正労働基準法の内容などについてもご説明しています。
- ・ 中小企業を支援する事業として、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、専門家が無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」を開設しています。

電話 0120-232-865

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

東京都の最低賃金

最低賃金の名称		時間額（円）	効力発生日	備 考
地域別最低賃金	東 京 都	1,163	令和6.10.1	東京都全域の事業場で働くパートタイマー、臨時、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。
		令和7.10.3から 時間額1,226円適用予定		

- ・ 最低賃金は「時間額」で表示されています。月給制、日給制、時間給制等いずれの賃金形態の場合でも、「時間額」に換算された最低賃金額が適用されます。
- ・ 最低賃金には次の賃金は含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

労働災害

向島労働基準監督署では、労働災害の減少を図るとともに、過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患等の減少を図るため、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする第14次労働災害防止計画を定めて、この計画目標の達成に向け取り組んでいます。

【東京労働局全体の計画の目標】

労働災害防止計画最終年である令和9年において、①死亡災害を令和4年と比較して5%以上減少させる、②休業4日以上之死傷災害を令和4年と比較して5%以上減少させる。

向島労働基準監督署管内の労働災害状況

業種 年	製造業	建設	運輸交通業 貨物取扱業	その他の 事業	計
令和6年	41	69	133	350	593
令和5年	42	57	99	295	493
令和4年	37	53 (1)	102	305 (1)	497 (2)

※この件数は、休業4日以上のもので労働者死傷病報告により集計。

() 内は死亡者数で内数。

※新型コロナウイルス感染症によるり患を除く。

第5節 社会保険

1 厚生年金保険

健康保険・厚生年金保険は、適用事業所に使用される者を被保険者とし、健康保険は平成20年10月から全国健康保険協会が管掌することとなった健康保険の事業のうち、給付関係事務を除く一部（適用・保険料徴収業務）と、厚生年金保険、国民年金は、老齢、障害、死亡などに関して被保険者及びその遺族に年金や一時金の給付を行う年金制度として、それぞれ被保険者とその家族の生活の安定に寄与することを目的としている。

これらの業務は、平成22年1月に設立した「日本年金機構」が厚生労働大臣の監督の下で厚生年金保険事業及び国民年金事業を運営している。

また、これまでの社会保険事務所に代わり、全国に312ヶ所の年金事務所が設置され、墨田年金事務所が墨田区を管轄している。

年 金 事 務 所

名 称	所 在 地	電 話
日本年金機構墨田年金事務所	立川3－8－12	3631－3111

適用事業所数・被保険者数等

（令和7.3.31現在）

	事業所数	被保険者数	平均標準報酬月額
健 康 保 険	9,855	70,654	335,954
厚 生 年 金 保 険	11,343	167,838	358,697

保険料等徴収決定済額

（令和6年度）

健康保険	厚生年金保険	子ども・子育て拠出金
33,809,541,516円	158,121,974,874円	3,115,627,462円

厚生年金保険受給権者数

(令和 7. 3. 31 現在)

区 分	人 数	小 計	総 計
老 齡 厚 生 年 金	48,499人	48,908人	60,167人
老 齡 年 金	213人		
通 算 老 齡 年 金	196人		
障 害 厚 生 年 金	1,307人	1,373人	
障 害 年 金	66人		
遺 族 厚 生 年 金	9,464人	9,886人	
遺 族 年 金	380人		
通 算 遺 族 年 金	36人		
寡 婦 年 金	6人		

(老齢厚生年金には、老齢基礎年金を含む。)

2 健康保険

主に中小企業で働く従業員やその家族が加入している健康保険は、全国健康保険協会(協会けんぽ)が運営しており、健康保険給付や健診などの業務を行っている。

各都道府県ごとに支部が設置され、協会けんぽ東京支部が墨田区を管轄している。

名 称	所 在 地	電 話
全国健康保険協会東京支部	中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス7階	6853-6111 (代表)

URL:<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>

第6節 水道・下水道

1 水 道

現在、都の水道事業は、23特別区と多摩26市町の区域が東京都水道局により運営されている。水道局は、都民の生命や健康を維持し、都市の発展に伴う水需要の増加等に対応するため、水源の確保、施設の整備・拡張に努めてきた。今後も、安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、循環利用や雨水利用の促進等、節水型社会の実現に向けて努力している。

なお、区内に給水している金町浄水場では、いち早くオゾンと活性炭を用いた高度浄水処理を導入し、カビ臭等のない安全でおいしい水づくりを行っている。

水道関係業務機関

名 称	所 在 地	電 話
水道局墨田営業所	千歳2-2-11	5638-3140

給 水 件 数

(令和7.3.31現在)

総 計	口径別料金適用			非口径別料金適用			
	25mm以下	30mm以上	小 計	共同住宅 扱 い	公衆浴場	共 用	小 計
件	件	件	件	件	件	件	件
189,933	184,875	1,747	186,622	3,297	14	0	3,311

1 日 平 均 使 用 水 量

(令和6年度)

総 量	一 般 用	共同住宅用	公衆浴場用	共 用
84,837 m ³	83,736 m ³	941 m ³	160 m ³	0 m ³

配水施設設置状況

(令和 7. 3. 31 現在)

種 別		墨 田 区
配 水	本 管 (口径400mm以上)	55, 935. 1 m
内 訳	鋳 鉄 管	45, 450. 4 m
	鋼 管	10, 484. 7 m
配 水	小 管 (口径50mm～350mm)	452, 385. 6 m
内 訳	鋳 鉄 管	450, 036. 6 m
	鋼 管	2, 349. 0 m
	石綿セメント管	0. 0 m
制 水	弁	9, 043個
消 火	栓	2, 909個

2 下 水 道

現在、23区の下水道事業は東京都下水道局が運営しており、区内の汚水は砂町水再生センターで処理されている。

下水道の主な施設は、管渠、ポンプ所、水再生センターである。

区内の管渠敷設延長は、376,278mであり、5か所のポンプ所がある。

公共下水道の普及人口は約28万人となり、普及率は100%となっている。

下水道関係業務機関

業 務 機 関 名	取 扱 業 務
下水道局 東部第一下水道事務所 江東区東陽7-1-14 3645-9641	墨田区、江東区の全域及び港区、品川区、大田区の臨海副都心地区を所管区域として、次の業務を行う。 1 下水道の供用開始に関すること。 2 下水道使用料金に関すること。 3 排水設備及び除害施設に関すること。 4 下水道管きよの維持管理に関する補修工事、作業及び調査の設計、施行に関すること。 5 下水道管きよの改良工事及び再構築工事などの設計施行に関すること。 6 ポンプ所の維持管理及び補修、改良工事の設計、施行に関すること。
砂町水再生センター 江東区新砂3-9-1 5632-2180	墨田区の全部、江東区の大部分及び中央、足立、江戸川各区の一部の地域から流入する下水及び汚泥の処理に関すること。
有明水再生センター 江東区有明2-3-5 5564-2035	臨海副都心区域（港、品川、江東区の一部）から発生する下水処理に関すること、再生水の供給に関すること。

墨田区内東京都下水道局ポンプ所

名称	所在地	原動機		ポンプ		台数	用途	排水能力 (予備を含む)	排水面積 (ha)	備 考
		種 別	出 力	型 式	口径 (mm)					
業 平 橋 ポンプ所	吾妻橋 3-13-6	電 動	790kW	立 軸 斜 流	1,650	4	雨水	1,540m ³ /分	148.94	
		電 動	90kW	横 軸 渦 斜	500	3	汚水	114m ³ /分	302	
吾 婦 ポンプ所	立花 5-6-2	電 動	2,380kW	立 軸 斜 流	1,650	3	雨水	1,050m ³ /分	114.68	
		電 動	132kW 220kW	横 軸 渦 斜	250 300	2 2	汚水	34.2m ³ /分	111.94	
隅 田 ポンプ所	堤通 2-18-1	電 動	375kW	立 軸 斜 流	1,200	6	雨水	1,200m ³ /分	192	ディーゼル 発電機 3,088kW 1 台
吾婦第二 ポンプ所	立花 6-8-34	電 動	960kW	立 軸 斜 流	1,650	4	雨水	1,950m ³ /分	256.06	ガスタービン 発電機 9,600kW 1 台
			840kW		1,650	1				
			730kW		1,500	1				
両 国 ポンプ所	横綱 1-4-12	電 動	1,750kW 3,730kW	立 軸 渦 斜	1,500 2,200	2 4	雨水	3,540m ³ /分	421.14	ガスタービン 発電機 11,000kW 2 台

公 共 下 水 道 現 況

(令和 7. 4. 1 現在)

管 渠 延 長			下水道普及状況		
幹 線	枝 線	計	全体人口	普及人口	普及率
30,590m	345,688m	376,278m	287,766人	287,766人	100%

第7節 公共交通

1 地域公共交通計画の推進

交通ネットワークは、地域の暮らしと産業を支える社会基盤の一つであるが、将来的な人口減少社会の到来、リモートワークや時差出勤などの働き方の多様化に伴う交通利用者の減少、交通事業者における深刻な運転士不足等により、公共交通を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした状況を背景として、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。

これを受けて本区でも、学識経験者、交通事業者、区民代表等で組織する「墨田区地域公共交通活性化協議会」で、計画に関する審議を行い、令和7年3月に「墨田区地域公共交通計画」を策定した。今後は、本計画に基づき、各施策に取り組んでいく。

2 鉄 道

区内にはJR東日本、都営地下鉄、東京メトロ、東武及び京成の各鉄道路線がそれぞれ通過しており、交通の利便性が高くなっている。また、区の南北を結ぶ交通機関として、地下鉄8号線（有楽町線）及び11号線（半蔵門線）の延伸に期待がかけられている。このうち地下鉄11号線については、平成15年3月19日に中央区の水天宮前から錦糸町を通して押上まで延伸され、さらに東武伊勢崎線との相互乗り入れが開始された。また、地下鉄8号線については、令和3年7月15日の交通政策審議会答申において、豊洲～住吉間の延伸に関する事業主体や費用負担の具体的な方向性が示され、早期に事業化すべきとされた。令和4年3月28日には、国土交通大臣から、東京地下鉄株式会社に対して、地下鉄8号線延伸（豊洲～住吉間）の第一種鉄道事業許可が出され、令和6年6月に東京都が都市計画決定、11月に工事着手された。今後も、地下鉄8号線と11号線の押上駅以北の建設について、その実現に向けて引き続き取組を進めていく。

3 路線バス

バスは、区内交通の変化を踏まえ、より効率的な交通網を形成すべく、路線の見直しや新設が行われてきた。

平成27年3月に、平成3年7月から東京都交通局との運行協定に基づき運行

していた墨38系統（白鬚地区～本所吾妻橋～両国駅）と、平成18年4月に南千40系統と統合して運行していた南千48系統（南千住駅～亀戸駅）の2路線が廃止された。一方、錦40系統（南千住駅～錦糸町駅）が新設され、その後令和4年3月31日には、S-1系統（東京駅丸の内北口、上野松坂屋～浅草雷門～錦糸町駅）と、東20系統（東京駅丸の内北口～東京都現代美術館～錦糸町駅）の2路線が廃止された。

現在は、都バス26系統、京成バス東京2系統、東武バスセントラル1系統が区内を縦横に結んで運行している。

4 区内循環バス「すみだ百景 すみまるくん・すみりんちゃん」

① 概要

区民の生活利便性の向上と観光客の区内回遊の促進のため、区内循環バスの運行を平成24年3月20日に開始した。

始発は午前7時台から、終発は午後6時台までとなり、概ね14～20分間隔で運行している。

② 運行ルート

北西部ルート、北東部ルート、南部ルートの3ルートを運行しており、3ルートが結節する押上駅では各ルート間の乗継ぎが可能となっている。

・主なバス停留所

- | | |
|--------|--|
| 北西部ルート | 押上駅、京成曳舟駅、曳舟文化センター、鐘ヶ淵駅、シルバープラザ梅若、墨田区総合運動場他 |
| 北東部ルート | 押上駅、緑と花の学習園・香取神社入口、東あずま駅、立花大正民家園入口、八広（八広駅）他 |
| 南部ルート | 押上駅、錦糸町駅北口、すみだ北斎美術館前（津軽家上屋敷跡）、都営両国駅（江戸東京博物館前）、両国駅西口（回向院入口）、みどりコミュニティセンター、墨田区役所（勝海舟像入口）、すみだ保健子育て総合センター・横川コミュニティ会館前他 |

③ 基本運賃

- | | |
|-----------|------|
| 大人（中学生以上） | 100円 |
| 小児（小学生） | 50円 |
| 乳幼児 | 無料 |

ただし、障害者本人と、同乗する介助者（1名）は身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示により無料となる。

また、乗継時には、1 回に限り無料乗継券を発行する。

④ 一日乗車券

3 ルート全てで使用可能な一日乗車券 300 円

⑤ 定期乗車券

3 ルート全てで使用可能な定期乗車券（1 か月） 3,000 円（4 か月）11,000 円

⑥ 一日乗車券及び定期乗車券の発売場所

（共通）

- ・両国観光案内所（横網 1－3－20 -両国- 江戸NOREN1 階）
- ・不二屋靴店（業平 2－16－10）

（一日乗車券のみ）

バス車内

（定期乗車券のみ）

全国のセブンイレブンのマルチコピー機

区 内 鉄 道 路 線

(令和 7. 4. 1 現在)

名 称		起点終点	区 内 駅 名
J R	総 武 本 線	東 京—銚 子 御茶の水—錦 糸 町	錦糸町 両国 錦糸町
都 営 地 下 鉄	浅 草 線 新 宿 線 大 江 戸 線	西 馬 込—押 上 新 宿—本 八 幡 都 庁 前—光 が 丘	本所吾妻橋 押上 菊 川 両 国
私	東 武 鉄 道 伊 勢 崎 線 亀 戸 線	浅 草—伊 勢 崎 押 上 曳 舟—亀 戸	とうきょうスカイツリー 押上 曳舟 東向島 鐘ヶ淵 曳舟 小村井 東あずま
鉄	京 成 電 鉄 (北総線) (芝山鉄道線)	成田空港 東 成 田 押 上—ちはら台 京成金町 印 旛 日 本 医 大 芝山千代田	押上 京成曳舟 八広
東 京 メ ト ロ	半 蔵 門 線	浜 谷—押 上	錦糸町 押上

都営バス担当営業所一覧

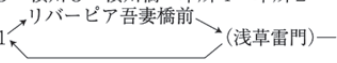
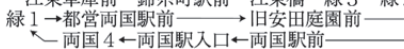
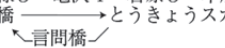
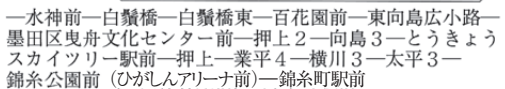
(令和 7. 4. 1 現在)

営業所名	所 在 地	電 話	管 轄 路 線
巢 鴨 自 動 車 営 業 所	豊島区巢鴨2-9-8	3918-0376	都02
南 千 住 自 動 車 営 業 所	荒川区南千住2-33-1	3802-0391	里22 都08 錦40
南千住自動車営業所青戸支所	葛飾区白鳥1-8-1	3691-2909	上26 錦37 草39 上23 上23折返
江 東 自 動 車 営 業 所	墨田区江東橋4-30-10	3632-5492	東22 門33 都07 錦18 急行05 直行03
江 戸 川 自 動 車 営 業 所	江戸川区中葛西4-9-11	3687-9071	錦27 錦25 錦28
江戸川自動車営業所臨海支所	江戸川区臨海町4-1-1	3877-8681	錦11 草24 両28 錦22
深 川 自 動 車 営 業 所	江東区東雲2-7-41	3529-3322	業10 錦13甲 錦13乙

区内都営バス路線

(令和 7. 4. 1 現在)

系統	起 点 終 点	区 内 停 留 所 名
都02	大塚駅前—錦糸町駅前	—本所 1—石原 1—石原 2—石原 3—石原 4—太平 1 —太平 2→太平 3→錦糸公園前(ひがしんアリーナ前)—錦糸町駅前
上26	亀戸駅前—上野公園	—太平 4—太平 3—横川 3—業平 4—押上—とうきょうスカイツリー駅前—言問橋—
里22	日暮里駅前—亀戸駅前	—白鬚橋東—百花園前—東向島広小路—明治通り—橘通り —中居堀—文花 2—立花 1—
都08	日暮里駅前—錦糸町駅前	—リバーピア吾妻橋前—本所吾妻橋—とうきょうスカイツリー駅入口(業平橋)—押上—業平 4—横川 3—太平 3—錦糸公園前(ひがしんアリーナ前)—錦糸町駅前
錦37	青戸車庫前—錦糸町駅前	—四ツ木橋南詰 新四ツ木橋—八広—八広 6—八広 4—八広 3— 八広 2—中居堀—文花 3—十間橋通り—押上 3—押上 1 —押上駅前—業平 4—横川 3—太平 3—錦糸公園前(ひがしんアリーナ前)—錦糸町駅前
草39	金町駅前—上野松坂屋前	—四ツ木橋南詰—東向島 6—東向島 5—向島消防署前 —東向島広小路—東向島 1—向島 5—向島 2—言問橋 —本所吾妻橋—リバーピア吾妻橋前—
錦11	錦糸町駅前—築地駅前	錦糸町駅前→錦糸堀→(毛利 2)→(住吉駅前)→(住吉 1)—菊川 3 ←江東橋←江東橋 1←江東橋 5← —菊川駅前—菊川 1—
錦11	亀戸駅前—築地駅前	江東車庫前—錦糸町駅前→錦糸堀→(毛利 2)→(住吉駅前)→(住吉 1) ←江東橋←江東橋 1←江東橋 5← →菊川 3—菊川駅前—菊川 1—
東22	錦糸町駅前—東京駅丸の内北口	錦糸町駅前→錦糸堀→(毛利 2)—
錦27	小岩駅前—両国駅前	—江東車庫前—錦糸町駅前—江東橋—緑 3—緑 2— 都営両国駅前→旧安田庭園前→両国駅前 ←緑 1←両国 4←両国駅入口←
門33	亀戸駅前—豊海水産埠頭	—十間橋—押上—とうきょうスカイツリー駅入口(業平橋)— 本所吾妻橋—吾妻橋 1—東駒形 1—本所 1—石原 1— 都営両国駅前—緑 1—千歳 3—
錦25	葛西駅前—錦糸町駅前	—江東車庫前—錦糸町駅前

系統	起 点 終 点	区 内 停 留 所 名
都07	錦糸町駅前—門前仲町	錦糸町駅前—江東車庫前—
錦18	錦糸町駅前—新木場駅前 (平日のみ)	錦糸町駅前—江東車庫前—
草24	東大島駅前—浅草寿町	—太平4—太平3—横川3—横川橋—本所4—本所2— 本所1—東駒形1—  —
錦28	東大島駅前—錦糸町駅前	—錦糸町駅前
両28	葛西橋—両国駅前	—江東車庫前—錦糸町駅前—江東橋—緑3—緑2— 緑1—  — 両国4—両国駅入口—両国駅前—
業10	新橋—とうきょうスカイツ リー駅前	—菊川駅前—立川—緑3—亀沢4—石原3—本所4— 東駒形3—本所吾妻橋—  —
錦13甲	錦糸町駅前—晴海埠頭	錦糸町駅前→錦糸堀→(毛利2)→(住吉駅前)→(住吉1) ←江東橋←江東橋1←江東橋5←
錦13乙	錦糸町駅前—深川車庫前	錦糸町駅前→錦糸堀→(毛利2)→(住吉駅前)→(住吉1) ←江東橋←江東橋1←江東橋5←
急行05	錦糸町駅前—日本科学未来 館(土曜休日のみ)	錦糸町駅前—江東車庫前—
直行03	錦糸町駅前—日本科学未来 館(土曜休日のみ)	錦糸町駅前—江東車庫前—
上23	平井駅前—上野松坂屋前	東墨田3—東墨田会館前—東墨田2—社会福祉会館 —八広2—中居堀—文花3—十間橋通り —十間橋—押上—とうきょうスカイツリー駅入口(業平橋)— 本所吾妻橋→墨田区役所→(浅草雷門)— ←リバーピア吾妻橋前←
錦40	南千住駅東口—錦糸町駅前	(荒川区立第三中学校前)→梅若橋コミュニティ会館前→墨田2 ←  — 錦糸公園前(ひがしんアリーナ前)—錦糸町駅前
錦22	臨海車庫—錦糸町駅前	—(毛利2)—→錦糸町駅前 ←錦糸堀←

区内官公署等

区内官公署等

区内官公署等

区内官公署等

区内官公署等

第8節 郵便局等

日本郵便株式会社 郵便局一覧

局 名	所 在 地	電 話	ゆうちょ銀行ATMコーナーのお取扱い時間		
			平日	土曜	日曜・祝日
本 所 郵 便 局	太平4-21-2	0570-943-955	8:00～21:00	8:00～20:00	9:00～20:00
向 島 郵 便 局	東向島2-32-25	0570-943-308	7:00～23:00	8:00～21:00	8:00～20:00
※郵便の窓口営業時間 (開設窓口を制限している曜日・時間帯あり) 7:00～19:00 月曜日～金曜日 7:00～18:00 土曜・日曜・祝日 ※貯金・保険の窓口営業時間 9:00～16:00 月曜日～金曜日 取扱いなし 土曜・日曜・祝日					
本所吾妻橋駅前郵便局	吾妻橋2-3-13	3622-9917	8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～18:00
墨田江東橋郵便局	江東橋1-7-19	3633-9753	8:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
錦糸町パルコ内郵便局	江東橋4-27-14 7F	5600-2808	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
墨田菊川郵便局	菊川3-8-7	3633-9754	8:00～20:00	9:00～19:00	9:00～18:00
押上駅前郵便局	業平4-17-12	3622-9913	8:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00
本 所 一 郵 便 局	本所1-25-7	3622-9914	9:00～18:00	9:00～17:00	取扱いなし
墨田両国三郵便局	両国3-7-3	3633-9751	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
墨田横川郵便局	横川4-7-3	3622-9904	9:00～18:00	9:00～12:30	取扱いなし
墨田石原郵便局	石原3-25-6	3623-9860	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
墨田横網郵便局	横網1-6-1 2F	3622-0606	9:00～18:00	9:00～17:00	取扱いなし
錦糸町駅前郵便局	錦糸3-2-1アルカイスト3F	5610-3691	8:00～21:00	8:00～21:00	9:00～20:00
墨田緑町郵便局	緑1-14-12	3633-9588	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
墨田八広三郵便局	八広3-32-16	3611-9849	9:00～18:00	9:00～12:30	取扱いなし
墨田四郵便局	墨田4-50-1	3611-9800	9:00～17:30	9:00～12:30	取扱いなし
墨田二郵便局	墨田2-6-10	3611-9834	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
墨田京島一郵便局	京島1-23-9	3611-9836	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
東向島一郵便局	東向島1-4-8	3611-9832	9:00～17:30	9:00～12:30	取扱いなし
東向島五郵便局	東向島5-17-8	3611-9835	9:00～18:00	9:00～12:30	取扱いなし
墨田立花郵便局	立花5-23-1-102	3611-9886	9:00～18:00	9:00～17:00	取扱いなし
墨田白鬚郵便局	東向島4-9-4	3611-9831	8:00～19:00	9:00～18:00	9:00～17:00
墨田京島郵便局	京島3-47-3	3611-9828	9:00～18:00	9:00～17:00	取扱いなし
墨田八広四郵便局	八広4-51-3	3611-9833	9:00～18:00	9:00～17:00	取扱いなし
向島四郵便局	向島4-25-16	3622-9916	9:00～18:00	9:00～12:30	取扱いなし
墨田立花団地内郵便局	立花1-26-2	3619-7381	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00

第9節 ガ ス

東京ガスグループでは環境性に優れた天然ガスの普及を促進し、より快適でより環境に優しいお客さまの暮らしづくりのお手伝いをしている。

また、24時間365日、いつでも便利に安心してガスをお使いいただくために地震・風水害・防災対策に取り組むとともに、日頃からガス設備の保安体制を整え、安全水準のレベルアップを図っている。

お客さまの窓口である「東京ガスライフバル墨田」では、墨田区のお客さまの快適な住生活をサポートするために、ガスに関わるサービスや工事・ガス機器の修理やお取替え・住宅設備やリフォームまで、お客さまのライフスタイルやニーズに合ったお住まいのご要望に幅広くお応えしていく。

営 業 機 関

東京ガス株式会社

※お問い合わせ

電 話：0570-002211（ご利用になれない場合）03-3344-9100

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日・祝 日 午前9時～午後5時

※ガス漏れ通報専用電話

電 話：0570-002299（ご利用になれない場合）03-6735-8899

受付時間：24時間受付（ガス漏れ通報専用・無休）

東京ガスライフバル墨田 向島店

墨田区東向島5-3-1

電 話：03-5828-9434

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日・祝 日 午前9時～午後5時30分

第10節 電 気

平成28年4月1日より電力小売全面自由化が開始され、問い合わせ先等が下記のとおり変更になった。なお、停電などの現地対応については、一般送配電事業者の東京電力パワーグリッド株式会社が行う。

問い合わせ先一覧

「電気料金」、「お引越し」、「ご契約内容の変更」のご連絡、お問い合わせ	※お客さまがご契約している電力会社（小売電気事業者）へお問い合わせ下さい。
停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ	東京電力パワーグリッド株式会社 コンタクトセンター 電話：0120-995-007 受付時間：平日（日・祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時 （停電など緊急のご用件は24時間受付） 停電情報URL https://teideninfo.tepco.co.jp

区 内 官 公 署 等 一 覧

官 公 署 名	所 在 地	電 話
社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	東向島 2-17-14	3614-3900
公益社団法人墨田区シルバー人材センター	文花 1-32-1-101	3616-5048
社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	向 島 3-36-7	5608-3711
公益財団法人墨田区文化振興財団	錦 糸 1-2-3	5608-1290
一般財団法人墨田まちづくり公社	東向島 2-36-10	3616-5253
一般社団法人墨田区観光協会	東京東信用金庫本店ビル7階 東向島 2-8-5	6657-5160
本 所 警 察 署	向島法人会館1階 横 川 4-8-9	5637-0110
向 島 警 察 署	文 花 3-18-9	3616-0110
本 所 消 防 署	横 川 4-6-6	3622-0119
向 島 消 防 署	東向島 6-22-3	3619-0119
東京消防庁本所防災館	横 川 4-6-6	3621-0119
墨 田 都 税 事 務 所	業 平 1-7-4	3625-5061
本 所 税 務 署	業 平 1-7-2	3623-5171
向 島 税 務 署	東向島 2-7-14	3614-5231
墨 田 年 金 事 務 所	立 川 3-8-12	3631-3111
ハローワーク墨田	江東橋 2-19-12	5669-8609
東京都立墨東病院	江東橋 4-23-15	3633-6151
東京都リハビリテーション病院	堤 通 2-14-1	3616-8600
墨 田 清 掃 工 場	東墨田 1-10-23	3613-5311
東京法務局墨田出張所	菊 川 1-17-13	3631-1408
東京簡易裁判所墨田庁舎	錦 糸 4-16-7	5819-0267
東京区検察庁道路交通部	錦 糸 4-16-7	5610-0193
警視庁交通執行課墨田分室	錦 糸 4-16-7	3626-3461
錦 糸 町 公 証 役 場	江東橋 3-9-7 国宝ビル5階	3631-8490
向 島 公 証 役 場	東向島2-29-12 Ai court曳舟102号室	3612-5624
向 島 労 働 基 準 監 督 署	東向島 4-33-13	5630-1043
水道局墨田営業所	千 歳 2-2-11	5638-3140
下水道局東部第一下水道事務所墨田出張所	横 網 1-4-12	3622-7005
建設局第五建設事務所墨田工区	堤 通 1-16-4	3619-2583
都立東白鬚公園サービスセンター	堤 通 2-2-1	3614-4467
都立向島百花園サービスセンター	東向島 3-18-3	3611-8705
公益財団法人東京都慰霊協会	横 網 2-3-25	3622-1208
横 網 町 公 園 管 理 所		
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	横網 1-6-1 KFCビル12階	3624-3731
墨 田 支 所		

官 公 署 名	所 在 地	電 話
東京都立皮革技術センター	東墨田 3-3-14	3616-1671
都営地下鉄押上駅	押上 1-8-21	3622-5872
〃 本所吾妻橋駅	吾妻橋 3-7-16先	3623-5440
〃 両国駅	横網 1-4-29	3624-4070
〃 菊川駅	菊川 3-16-2	3634-5291
東京都江戸東京博物館	横網 1-4-1	3626-9974

